

知多農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る取り扱い基準

【趣旨】

知多農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）のうち農用地利用計画の変更（以下「変更」という。）に係る取り扱いの基準を、次のとおり定める。

【定義】

法とは農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）を、県同意基準とは「市町村の農用地利用計画の変更に係る県の同意基準について」（平成12年4月3日付け12農振第160号・農林水産部長通知）をいう。

【基準】

第1

農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という）の目標地図の範囲内で農用地区域から除外する案件については、知多市農業振興協議会での協議において目標地図の範囲から除外することが認められたことをもって法第13条第2項第2号に定める要件及び県同意基準を満たすものとする。

第2

県営ほ場整備事業の受益地については、農用地区域から除外できないものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 除外される農用地区域の面積が500平方メートル未満（ただし、農家住宅の建築が目的である場合は1,000平方メートル未満）である場合。
- (2) 除外理由が公用公共用施設用地の設置もしくは建築である場合、または公共事業である場合（ただし、これらの事業に伴う用地の移転である場合は除く）。

第3

売電目的の太陽光発電施設又は残土処分場の設置に係る案件は、農用地区域から除外できないものとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、この限りではない。

- (1) 当該申出地が、農業生産基盤整備事業（ただし、愛知用水二期事業を除く）の受益地ではないこと。
- (2) 当該申出地が、地域計画の目標地図の範囲に入っていないこと。
- (3) 事業計画地全体の面積のうち、除外される農用地区域の占める割合が3分の1未満であること。なお、既存施設等を拡張する場合は、拡張部分の敷地面積に対してこの要件を適用する。
- (4) 申出者が、愛知県知多農林水産事務所が所管する区域内において当該案件に係る事業と同様の事業をすでに実施していること。

第4

法第13条第2項第1号のうち「農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であること」及び県同意基準の「農用地区域外の土地に当該用途に供するための可能な土地があるにもかかわらず、農用地区域からの除外を行う場合でないこと」の取り扱いに際しては、農用地区域外の土地（以下「候補地」という）が当該用途に供することができない理由について、その内容および理由が確認された年月日を具体的に明示すること。

なお、次に掲げる理由は認めないものとする。

- (1) 金銭的な理由
- (2) 候補地の権利者が申出者本人または申出者の親族である場合は、心情的な理由
- (3) 除外申出地の選定理由又は除外に係る事業計画とそぐわない理由
- (4) その他、市が不適と判断した理由

第5

農家住宅の建築に係る案件は、知多市が認める担い手（認定農業者、認定新規就農者、地域計画において担い手に位置づけられた者）、又は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合している農業者であると市が認める者が申出する場合に限り、農用地区域から除外できるものとする。

第6

農業用施設用地の設置若しくは建築に係る案件は、第5に掲げる要件を満たす者の他、あいち知多農業協同組合、または農事組合法人が申出する場合に限り、用途区分を変更できるものとする。

【附則】

この基準は、令和7年7月1日以降に愛知県に変更協議を依頼する案件から適用する。